

各位

国土交通省自動車局旅客課
国税庁課税部消費税軽減税率制度対応室

消費税の適格請求書発行事業者の登録申請の受付開始に関する
周知等について（協力依頼）

平素から、国土交通行政並びに税務行政に多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。それに先立ち、本年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

事業者の方が、インボイス制度が導入される令和5年10月からインボイスを交付するためには、原則、令和5年3月末までに登録申請を行う必要があります。

国税庁においては、この登録申請の周知のため、国税庁ホームページに特設サイトを開設するとともに、別添の広告を作成し、専門紙等に掲載しているところです。

つきましては、貴団体の傘下会員向け機関紙等（本年9月末までに発行するもの）に別添の広告を掲載（無償）するなど、ご対応が可能な範囲で、この登録申請の周知等にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、別添の広告をご活用いただく場合には、ご面倒をおかけしますが、下記連絡先まで掲載紙名・掲載時期等につき、ご一報いただきますようお願いいたします。

【参考】

○インボイス制度に関する詳しい情報については、国税庁ホームページ内の「インボイス特設サイト」をご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00（土日祝日除く）

【掲載時期等に関する連絡先】

国土交通省自動車局旅客課
代表番号 03-5253-8111（内線 41-212）
担当：本間・高田・祖父江

【広告内容等に関する問合せ先】

国税庁課税部消費税軽減税率制度対応室
代表番号 03-3581-4161（内線 3377）
担当：原岡・梅本・鈴木